

# ポイントレクチャー刑事訴訟法

椎橋隆幸 = 安村 勉 = 洲見光男 = 加藤克佳

2018年12月発売 / 514頁 / 本体 4200円 + 税  
A5判 / 並製



**編集担当者から** 姉妹書の『会社法』『保険法』に続き、『刑事訴訟法』が加わりました。本書の大きな特徴は、姉妹書と同様に、①全体を講義のコマ数=30のUNITとして編成し、講義の進み方に沿うように読み進められる、②各UNITは、法制度や理論を述べる部分(本文)と、「なぜそう考えるのか」「現実にはどのように機能しているのか」等の観点から述べる学習上重要な部分や発展的なテーマ(PPOINT)で構成され、それらを読むことで、刑事訴訟法をしっかりと理解できるようになっていることです。さらに、収録判例には『刑事訴訟法判例百選』の項目番号を付けているので、判例についてより深く学ぶことに役立ちます。

これらの特徴を最大限に引き出すために、講義経験の豊富なご執筆者の先生方の長期間にわたる検討を経て刊行することになった本書は、最新の情報が詰まった、充実した内容となっています。ぜひお手にとって刑事訴訟法学習の“相棒”にしてください。(五島)

## Point!



重要な内容はしっかり手厚く解説しており、メリハリのある記述です。

## UNIT 9

### 被疑者の防御権 (1)

- 1 黙秘権
- 2 証拠保全請求
- 3 違法捜査に対する救済

#### I 黙秘権

##### 1 意義

刑事訴訟法は、被告人に対して、終始沈黙し、または個々の質問に対し、陳述(供述)を拒むことができる(291条4項・311条1項)とし、被疑者については、自己の意思に反して供述をしなければならない(198条2項)と規定している。証人は、自己またはその近親者等が刑事責任を問われるおそれのある証言を拒むことができる(146条・147条。『証言拒絶権』)。被告人については供述義務の不存在を前提とした、いわゆる包括的黙秘権が保障されているが、被疑者の黙秘権を被告人のそれと同質のものとするべきかという問題については、現行刑事訴訟法における被疑者の当事者としての地位を考慮すれば、これを積極に解すべきであるといわれている。黙秘権は、弁護人の援助を受ける権利(UNIT 1011参照)同様、被疑者の防御にとって最も重要な権利の1つである。

◆POINT 1 自己負担拒否特権 ◆  
憲法38条1項は、「何人も、自己に不利な供述を強要されない」と規定し、自己強要の強要を拒否する権利(自己負担拒否特権)を保障している。同条項の母法であるアメリカ連邦憲法第5条修正は、「何人も、刑事事件において、自己に不利な証人となることを強要されない」と定めている。憲法38条1項には、「刑事事件」の文言はないものの、同項によって供述の強要が禁止されるのは、「自己が刑事上の責任を問われる虞ある事項」

134

#### I 黙秘権

(最大判昭和32・2・30刑集11巻2号882頁〔百選(8版)A19事件〕)と解されている(なお、起訴事実発見の組織となり得る事実も含まれるとするのが通説であるが、同判は、被疑者等が氏名黙秘のまま弁護人選任を提出しようとして却下され、やむを得ず氏名を明らかにしたという事案において、「氏名のごときは、原則として〔憲法38条1項〕にいわゆる不利な事項に該当するものではない」とする)。

自己負担拒否特権の原形は、ius commune(ロー法とカノンの混合体で、12世紀以降のヨーロッパ大陸における大学の法学教育および法実務に影響を与えた普通法をいう)において認められていた「何人も、自己を告訴する必要があるし(memo tenetur nisiqum prodere)」という法語であり、これがイングリッシュにもたらされた後、アメリカに渡った。コモン・ロー時代およびアメリカ植民地時代においては、自己負担拒否特権は、証言を強要することを禁止するものであった。その後、アメリカでは、ミランダ判決(Miranda v. Arizona, 384 U.S. 439 (1966))において、自己負担拒否特権の保障が捜査段階にまで拡大され、身柄拘束被疑者の取調べには、自己負担拒否特権を侵害する強制的容問が伴うため、特権の保障を十全なものとするには、黙秘権の付与と告知が必要不可欠であると判示されるに至った。これに対し、日本国憲法38条1項は、アメリカ法を母法とするとはいえず、法律上の供述義務だけでなく(極端にいえば、法律上の義務というよりも)、事実上の供述義務を課して供述を強要することを禁止するために置かれたとの見方(松尾正118頁参照)が示されており、比較法的に興味深い。

#### 2 黙秘権の告知・内容

##### (1) 告知

被疑者の取調べに際しては、被疑者に対し、あらかじめ、黙秘権(供述拒否権)を告知しなければならない(198条2項)。黙秘権の告知は、憲法38条の保障するものではないというのが判例(最大判昭和23・7・14刑集2巻8号816頁、最判昭和25・11・21刑集4巻11号2359頁〔百選(初版)14事件〕(田法事件))である(最判昭和59・3・27刑集38巻5号2037頁〔憲法百選II124事件〕は、国犯拒取

135